

弁護士費用

3 離婚事件

- (1) 法律相談料 初回30分無料, それ以降30分5500円
(2) バックアッププラン 3ヵ月16万5000円 (月30分×5回まで), 1ヶ月延長毎に5万5000円

バックアッププランとは, ご本人様が離婚協議・調停・訴訟を行うのを, 弁護士が継続的にアドバイスをすることで, サポートするというプランです。弁護士に代理人となってもらうまでも無いが, 法的アドバイスを受けたいという方向けのプランです。かかるプランでは, 1ヶ月につき30分×5回までの相談を受けることが可能です。

- (3) 離婚協議書作成料 11~22万円
(4) 離婚協議代理 着27万5000円 報27万5000円+経済的利益の11%
 - ・離婚が成立した場合に報酬金が発生します。
 - ・経済的利益については、以下によって算出します。
 - ア 財産分与につき、取得した財産の金額によります。
 - イ 養育費につき、親権者として養育費を取得する場合には、取得することになった養育費の2年分が経済的利益になり、逆に非親権者として養育費を支払う場合には、相手方の請求から減額された養育費の4年分が経済的利益となります。
 - ウ 慰謝料（解決金を含む）につき、慰謝料を取得する場合には、取得することになった慰謝料の金額が経済的利益となり、逆に慰謝料を支払う場合には、相手方の請求から減額された慰謝料の金額が経済的利益となります。
 - ・親権について争いがある場合で、親権を取得するときには報酬金として11万円以上を加算します。
- (5) 離婚調停代理 着33万円 報33万円+経済的利益の11%
 - ・離婚協議の代理から引き続き受任する場合は、離婚協議の報酬金は発生しませんが、離婚調停代理の着手金11万円がかかります。
 - ・離婚が成立した場合に報酬金が発生します。
 - ・経済的利益については上記(4)と同様に算出します。
 - ・出廷日当分として、出廷毎に1万1000円（税込）が発生します。
 - ・親権について争いがある場合で、親権を取得するときには報酬金として11万円以上を加算します。
- (6) 離婚訴訟代理 着38万5000円 報44万円+経済的利益の11%
 - ・離婚調停の代理から引き続き受任する場合は、離婚調停の代理としての報酬金は発生しませんが、離婚訴訟の代理の着手金は11万円がかかります。
 - ・離婚が成立した場合に報酬金が発生します。
 - ・経済的利益については上記(4)と同様に算出します。
 - ・出廷日当分として、出廷毎に1万1000円（税込）が発生します。
 - ・親権について争いがある場合で、親権を取得するときには報酬金として11万円以上を加算します。

(7) 婚姻費用調停（審判）代理 着 27万5000円 報 16万5000円+経済的利益の11%

- ・但し離婚協議代理、離婚調停代理、離婚訴訟代理とともに婚姻費用調停（審判）を申立てる場合は、着 11万 報 11万+経済的利益の11%となります。
- ・婚姻費用調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・経済的利益については、以下によって算出します。
ア 婚姻費用につき、婚姻費用を取得する場合には、取得することになった婚姻費用の2年分が経済的利益となり、逆に婚姻費用を支払う場合には、相手方の請求から減額された婚姻費用の4年分が経済的利益となります。
- ・出廷日当分として、出廷毎に1万1000円（税込）が発生します。
- ・調停が不成立となり当然審判に移行しても弁護士費用は追加となりません。

(8) 養育費調停（審判）代理 着 27万5000円 報 16万5000円+経済的利益の11%

- ・養育費調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・経済的利益については上記(7)と同様に算出します。
- ・出廷日当分として、出廷毎に1万1000円（税込）が発生します。
- ・調停が不成立となり当然審判に移行しても弁護士費用は追加となりません。

(9) 面会交流調停（審判）代理 着 27万5000円 報 33万円

- ・但し離婚協議代理、離婚調停代理とともに面会交流調停（審判）を申立てる場合は、着 11万 報 11万となります。
- ・面会交流調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・出廷日当分として、出廷毎に1万1000円（税込）が発生します。

(10) アフターフォロープラン

ア 子の氏の変更申立て 子 1人 3万3000円（2人目以上は1人 1万6500円）

イ 年金分割の手続代行 3万3000円